令和７年第４回日南町議会定例会

陳　情　文　書　表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第３号	令和７年 ６月４日	地方財政の充実・強化を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取市南町 505 番地 自治労鳥取県本部 執行委員長　三浦 敏樹　ほか１名	総務教育常任委員会

日南町議会
受
'25.6.-4
第　付　号
3

自治労鳥取発第２５４号
２０２５年6月4日

日南町議会議長　　山 本 芳 昭　　様

（陳情者）　鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長　　三　浦　敏　樹

自治労鳥取県本部執行委員長之印

日南町霞 800 番地
日南町職員労働組合
執行委員長　　伊　田　直　起

日南町職員労働組合執行委員長之印

地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

〔陳情事項〕

１．社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２．とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4．政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5．「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6．会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7．諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8．自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9．地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10．人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11．自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

〔提 出 先〕　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、共生・共助）

別紙１

地方財政の充実・強化を求める意見書（モデル案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

〔陳情事項〕

１．社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２．とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

３．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４．政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

５．「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6．会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7．諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8．自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9．地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10．人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11．自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

2025 年 6 月　日

県市町村議会

＜提出先＞

額賀　福志郎　衆議院議長　〒100-0014　千代田区永田町 1-7-1　衆議院内

関口　昌一　参議院議長　〒100-0014　千代田区永田町 1-7-1　参議院内

石破　茂　内閣総理大臣　〒100-8914　千代田区永田町 1-6-1　内閣府内

加藤　勝信　財務大臣　〒100-8940　千代田区霞が関 3-1-1　財務省内

村上誠一郎　総務大臣　〒100-8926　千代田区霞が関 2-1-2　総務省内

福岡　資麿　厚生労働大臣　〒100-8916　千代田区霞が関 1-2-2　厚労省内

中野　洋昌　国土交通大臣　〒100-8918　千代田区霞が関 2-1-3　国交省内

平　　将明　デジタル大臣　〒102-0094　千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町　デジタル庁内

三原じゅん子　内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）　〒100-8914　千代田区永田町 1-6-1　内閣府内

別紙２

地方自治法第 99 条に基づく意見書採択の取り組みについて
（参考資料）

①取り組みの意義

政府予算編成スケジュールでは、まず６月にいわゆる「骨太方針」が閣議決定され、翌年にむけた政府全体の基本的な方針が示されます。その後、8 月には各省からの「概算要求」が取りまとめられ、年末の財務省・各省間の最終的な協議を経て、地方財政対策そして翌年の地方財政計画が総務省より公表されることになります。地方財政確立にむけた取り組みは、こうした政府の予算編成のスケジュールに合わせて進めることが重要です。

地方自治法第 99 条では、議会の意見書提出権について「地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」旨を定めています。これは、「自治体の事務に属するものに限らず、自治体の公益に関係するすべての事項に及び得る」とされ、意見書を受けた国や関係省庁には受理の義務があると解されています。

意見書採択を行う目的は、政府全体の予算感が示される６月を一定のめどに、各地方議会から地方財政の重要性を直接国に訴えることにあり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることが地方財政の確立につながります。

このモデル案については、基本的な部分は例年同様の内容となっていますが、その時々の状況により毎年修正をしています。総務省自治財政局等で予算案を編成する際は、こうした地方意見書の集約状況を必ず確認した上で対応されるといいます。意見書の採択を継続して行うことは、地方自治に対する視点を自治体側が強く持っていることの裏付けとしても重要となっています。

②モデル案の解説

１．社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

＜解説＞

2025 年度地方財政対策では一般財源総額が交付団体ベースで約 63.8 兆円（前年比 1.1 兆円増）、地方交付税総額は 19.0 兆円（前年比 0.3 兆円増）と前年度を上回る水準が確保されています。実際、昨年の骨太方針 2024 においては、2025 年度の地方一般財源総額が 2024 年度地方財政計画の水準を下回らないように確保する旨が明確に記載されていました。しかし、それ以前の骨太方針 2021 では向こう 3 年間、2024 年度までの複数年度にまたがる同水準ルールを位置付けていました。同水準ルールについては、行政需要の高まり、物価高、賃上げ基調時にあっては、逆に地方一般財源

総額の上限となりかねない懸念もありましたが、複数年にまたがる財源確保に向けた予見性には寄与していました。このため、今年度の骨太方針 2025 においても、前年度水準はもとより、より積極的に財源を確保する旨の記載がされるかが大きなポイントとなります。

現在、日本の国家財政また地方財政は、急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する傾向にありますが、これに加え、物価高騰、脱炭素化、ＤＸ、災害や感染症対策への対応も迫られています。このように公共サービスへのニーズは増加の一途をたどっているため、今まで通りの地方財政規模を確保するのみで、十分なサービス提供ができるのかは大いに疑問です。とくに地方で提供される社会保障などのサービスを支えているのは、現場の労働者です。こうした自治体の実態を踏まえれば、より積極的な財源と人員の確保を求める必要があります。

2．とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

＜解説＞

前項でも指摘したとおり、2025 年度地方財政計画については前年度水準が保たれています。このこと自体は地方三団体等からも歓迎的な考えが示され、自治労としても一定の評価をしています。また、歳出における一般行政経費の内訳を見ると、補助事業分が 5.7％（昨年 4.9％）増加、地方単独事業分への配分も 3.3％（昨年 2.8％）増加とここ２年間は例年より増加率が高くなっています。この間、国の補助事業分を厚く、地方単独事業分を抑制的に配分する傾向が 10 年程度続いてきましたが、地方単独事業には国の制度の不完全性を補完する役割があり、その対象も保育・子育て支援をはじめ、その他、予防・健診、救急医療、生活保護、障害福祉など多岐に渡っていることから、今後も地方単独事業費の充実を求める必要があります。とくに社会保障分野はそれを支える労働者に頼るところが大きいことから、人材確保の視点に基づき、引き続き要請します。

3．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

＜解説＞

2025 年度地方財政対策においては、臨時財政対策債の発行額が 2001 年度の制度創

設以来、初めてゼロとなりました。起債に頼った国家財政の運営とは一線を画し、自治体をはじめとする地方財政関係者による、健全化に向けた長年の努力の結果ともいえます。しかし、地方財政全体での長期債務残高は依然として171兆円に上り、地方財政がただちに盤石化したとまでは言ません。
地方自治体がより自律的に運営されるためには財源不足を生じさせないこと、地方固有の財源とされる地方交付税総額を引き上げること、すなわち、その原資となる国税収入における法定率を引き上げるといった抜本的な改革が必要です。

地方交付税法においても、普通交付税の総額が著しく不足している場合は、税率(地方交付税率)を引き上げる旨を規定しています。現行の地方交付税率は国税4税において、所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%となっていますが、本来この比率を上げ、地方財源全体を引き上げることが重要です。

とくに消費税は地方による偏在性が少ない、安定的な税源です。その地域で税を支払い、その地域で受益する。こうした負担と受益の関係性を希薄化させないためにも、より偏在性の少ない租税のあり方を追求すべきです。

4．政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

＜解説＞

昨今取り沙汰されている、いわゆる「年収(103万円)の壁」について、2025年度与党税制改正大綱では、段階的に178万円まで引き上げることが明記されています。実際に、そこまで引き上げた場合、個人住民税における減収見込みは4兆円程度と試算されています。そのうえ、ガソリン税の暫定税率廃止が実施された場合、国と地方を合わせ、さらに1兆5,000億円程度の減収となり、これまでの地方税収のあり方を根底から見直す必要性が生じます。また、所得税の33.1%は地方交付税の原資でもあるため、所得税減税の実施も地方税収に対して間接的な影響を生じます。そもそも地方交付税は地方固有の財源と位置付けられており、そのことが国の施策によって損なわれることがあってはなりません。地方の財源に影響する案件については、事前に「国と地方の協議の場」を活用するなどし、国としてより慎重な対応を行うべきであり、国の施策により地方財政に影響がある場合は、必ずその補填をする責任があることを政府に対し示します。

5．「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今

後採用しないこと。

＜解説＞

「地方創生推進費」（旧：まち・ひと・しごと創生事業費）の１兆円については、2015 年度以降、一般行政経費における補助事業・単独事業とは別枠で計上されてきました。

「まち・ひと・しごと創生事業費」は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられており、これは 2024 年度までの時限措置だったため、これまで財源としての安定性に不安がありました。昨年度そして今年度も１兆円の財源は確保されていますが、その判断は時々の政権に委ねられた形とも言え、財源としての安定性には依然として不安が残されています。

また「地方創生推進費」では、ラスパイレス指数に基づく行革努力分や人口増減率等による取り組み成果などが交付算定の指標とされています。国の施策誘導ともいうべき、運用上の問題もあることから、そうした算定方法の見直しについても要請します。

６．会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

＜解説＞

2025 年度地方財政計画では、社会的な賃上げ基調における地方公務員の給与改定等分として 0.8 兆円（うち 1,450 億円は会計年度任用職員分）が確保さています。さらに一般行政経費（単独）分として給与改善費 0.2 兆円が計上されており、これも会計年度任用職員における賃上げを織り込んだ措置となっています。2020 年の会計年度任用職員制度の発足移行、会計年度任用職員の処遇改善は恒常的に求められています。昨今の社会的な賃上げ基調に乗り遅れないよう、勤勉手当の支給と並行し、引き続き 2026 年度も必要な財政需要として要請します。

７．諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

＜解説＞

地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各地方自治体における労使交渉を踏まえて決定されるべきものです。総務省も、地方公務員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例によって定められるもの、との考えを示していますが、総務省令では、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額することとしています。これらの措

置は、人事委員会の勧告制度、労使交渉を経て、条例で定めるという給与決定の原則を否定することになりかねません。

今回の地域手当の見直しにより、地域手当に対する減額措置は解消されましたが、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されています。引き続き、国からの制裁措置と受け取れるような取り扱いについて、強く是正を求めます。

8．自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補塡すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

<解説>

政府はDX推進の一環として、自治体業務システムの標準化を推し進めてきました。しかし、2025 年度での全自治体完了は不可能となり、2026 年度以降の移行となった「特定移行支援システム」も指定されています。こうした強引な移行は自治体にもベンダーにも多大な負荷を与えていることから、今後は「期限第一」とせず「安全第一」の観点に立ち、無理のない移行と国費による確実な財政支援を行うことが必要です。とくに標準化においては、ランニングコストの 3 割削減が掲げられていたものの、自治労の調査でも実際のランニングコストが 2～4 倍に跳ね上がったというケースが多く報告されています。固定費の増加はとくに小規模自治体では深刻な財政圧迫となるため、こうした掛り増しとなった維持・運営コストについても何らかの支援は不可欠です。また、マイナンバーカードの普及のため、健康保険証・運転免許証の一体化などが矢継ぎ早に実施され、自治体・利用者間での混乱も生じています。管轄する省庁がそれぞれＤＸ施策を打つことにより、自治体では業務的な混乱が起きていると同時に、省庁ごとに財政補助の範囲が異なり、十分な支援が受けられないといった財政面での不安も高まっています。自治体ＤＸは国策として進められていることを踏まえた責任ある財源措置を求めます。

9．地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

<解説>

国は東京一極集中を是正し、地方創生を進めることを大きな目標としていますが、そのためには地域における交通手段をいかに確保するのかが、改めて喫緊の課題として問われています。そうした地域公共交通政策の立案においては、当該自治体の年齢

構成、地形、学校や医療施設また商業施設などの分布など、地域の実情に精通している担当者が不可欠なことから、まず公共交通専任担当者の配置にむけた人件費補助の確保が重要です。また、昨年度から自治体が独自のこども・子育て政策を実施できるように、一般行政経費（単独）が1,000億円増額され、普通交付税の新たな算定費目として「こども子育て費」を創設されており、地域公共交通についても、こども・子育て政策と同様に扱われるよう要請します。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

＜解説＞

総務省は「合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定」で、2014年度から5年間をかけて、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として6,700億円程度を交付税の算定に反映させてきました。また合併にかかわらず、2005年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が2010年に復活、2016年に拡充された経緯もあることから、今後も全国的に直面する人口減少問題に備えた対応が求められます。

11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

＜解説＞

2025年度地方財政対策では昨今の物価高に対応し、自治体施設の光熱費、さらにはサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独 ）に1,000億円が計上されています。公共サービスにおける公正労働基準の確立にむけては、従来から取り組んでいる公契約条例の制定運動の推進が必要ですが、今回の予算措置も踏まえ、自治体の行う事業における適切な人件費の積算がされるよう、2026年度政府予算にむけても同様の財政支援を求めます。

別紙３

＜地方議会意見書提出先＞

額賀　福志郎
衆議院議長　〒100-0014　千代田区永田町 1-7-1　衆議院内

関口　昌一
参議院議長　〒100-0014　千代田区永田町 1-7-1　参議院内

石破　茂
内閣総理大臣　〒100-8914　千代田区永田町 1-6-1　内閣府内

加藤　勝信
財務大臣　〒100-8940　千代田区霞が関 3-1-1　財務省内

村上　誠一郎
総務大臣　〒100-8926　千代田区霞が関 2-1-2　総務省内

福岡　資麿
厚生労働大臣　〒100-8916　千代田区霞が関 1-2-2　厚労省内

中野　洋昌
国土交通大臣　〒100-8918　千代田区霞が関 2-1-3　国交省内

平　将明
デジタル大臣　〒102-0094　千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町　デジタル庁内

三原　じゅん子
内閣府特命担当大臣　〒100-8914　千代田区永田町 1-6-1　内閣府内
（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、共生・共助）